

平成23年12月 定例会（第4回）会議録（抜粋）

◆24番（小川利枝子君） 皆様、おはようございます。公明党を代表して、通告に従い、一般質問いたします。

平成23年も、あとわずかとなりました。改まってこしを振り返りますと、液状化、放射能、瓦れきなどといった耳なれない言葉がメディアを通じて飛び交った日々に、東日本大震災のつめ跡が、いかほどのものであったかを痛感いたします。未曾有の震災、それは、私どもの習志野市においてもしかり、この庁舎を初め、至るところで記憶がよみがえります。

私がこのたびの大震災で特に思い知らされたのは、人間が築いたものがいかに頼りないかということであり、そして人を救うのも支えるのもやはり人であるということでございます。今も復旧・復興に御尽力いただいている職員やボランティアの皆様に対しまして、まずは感謝の意を表します。

さて、その一方で、人々の生活が徐々に戻りつつあることも事実でございます。行政や議会が復旧・復興に不断の力を注ぐのは当然でございます。しかし、今日に至っては、復旧・復興を理由に、ほかの施策が滞る、見送るといったことは適当ではございません。積み残してきた課題は、震災とともに消失したわけではないのですから、いま一度、行政の役割、議会の役割、それらをきちんとわきまえ、バランスよく、そして計画的に解決に向けて取り組むべきでございます。

そして、私が一議員としてこの議会の場でできることは、これまで同様、行政における人の充実、次世代を担う子どもへの支援を訴えることでございます。

公明党は、急速に進む少子高齢化社会にあつて、将来を見据えたチャイルドファースト社会の実現を目指し、全力で取り組んでまいりました。母と子が幸福を実感できる社会が実現するならば、それは、老若男女を問わず、すべての人々の幸福につながるものと確信いたします。

さて、子どもに限らず、人は成長いたします。しかし、成長は約束されたものではございません。それは、適正な時期に、適当な支援があればこそ担保されと言っても過言ではございません。そして、その支援をするのも、また人であり、人が人を育てるといった構図は不変でございます。これまで本市は、この人と人が初めて出会い、寄り添う機会となる相談について、さまざまな視点から内容や体制を検討してまいりました。特に、来春オープンする発達相談センターは、その集大成となる施設として位置づけられております。

しかし、これまでの過程において、本市の子育てに係る相談体制については、何をしたいのかがはっきり見えてまいりません。例えば市民からは、青少年センターの相談窓口を教育相談へ一元化することに対する御意見として、次のような声をいただきました。その多くは、一元化の目的が理解できない、知らされていないということであり、学校に知られたくない、対象年齢や相談内容が学校の地域を超えている、学校の問題とそぐわない、プライバシーの確保や管理、心の問題、そして教育相談員への負担や資質の問題等々、課題が山積みの状態で、なぜ急ぐ必要があるのかといった疑問の声もいただきました。このような御意見は、先が見えないことへの不安から出たものと察します。施設も重要、組織も重要、しかしそれ以上に携わる人が重要でございます。

そこで、質問の1点目は、現在、本市では、発達相談センターの創設、教育相談の一元化、ヘルステーションの整理と子育て支援の相談窓口となる組織の改編等について着手しておりますが、習志野市としてどのような将来像を描いているのか、次世代育成支援対策行動計画との整合とあわせてお尋ねいたします。

質問の2点目は、特別支援教育についてでございます。

先ほど私は、本市には積み残してきた課題があるとの指摘をさせていただきましたが、厳しいことを申し上げますと、特別支援教育はまさにその一つでございます。特殊教育から特別支援教育へと変遷し、自立に向けたより専門的な支援、つまり特別支援が打ち出されてから、既に多くの歳月が過ぎております。子どもの成長は待たないでございます。義務教育を含む幼少期は、その後の成長を左右するかけがえのない時間であることから、平成21年第4回定例会には、特別支援教育の充実に関する請願が提出され、全員一致で採択されました。

この請願には、保護者や御家族の具体的な要望が3つ挙げられておりました。1つには1学校1特別支援学級、2つには専門教員の配置、3つには専門性を有する指導主事や特別支援教育コーディネーターの確保でございます。あれから2年、本市は、どのような取り組みをし、どのような成果を上げたのか、お尋ねいたします。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

◎市長(宮本泰介君) おはようございます。本日もよろしく願いいたします。

それでは、小川利枝子議員の一般質問にお答えいたします。

なお、特別支援教育につきましては、教育長より答弁いたします。

私のほうからは、子育て支援に係る相談体制について、どのような将来像を描いているのかについてお答えいたします。

子どもたちが、心身ともに健やかに育ち、社会の中で生き抜いていく自立力を持った大人へと成長することは、本市の次世代育成支援対策行動計画の基本視点としているものであります。子どもの発達、成長は長い道筋であり、乳児期、幼児期、小学校期、中学校期以降など、それぞれの段階に応じて子どもの将来の健全な自立に配慮した支援が求められています。すなわち、子どもの健全な自立を次世代育成支援の一貫した柱と位置づけ、就学前施策、学齢期施策、青少年施策などで関係分野が連携して取り組んでいくことが肝要であると考えております。

子どもの健全な発達を支援していくためには、個々の子どもや家庭に応じた相談体制の構築が不可欠であります。それは、子どもや保護者にとって、適切な時期に、適切な場所で、個別の状況に応じて対応できるものでなければなりませんし、また利用をちゅうちょさせるような雰囲気を持つものではあってはなりません。子どもの発達、成長にかかわる相談では、専門性を有する職員の相談部門への配置と、その専門性を生かす組織体制、さらには専門性の維持向上のための研修体制などが基本となるものであります。また、このような職員の専門知識、ノウハウを有効に活用するためには、関連部局間の連携も重要であり、さらにこれらの人材や組織が活動するための施設の整備により、利用者本位の利便性の高い相談体制となるものと考えております。

このようなことから、相談体制の構築に当たり配慮すべき点として、1、人材、2、組織、3、施設の3点があり、さらにこれら3点が横断的に考慮されて、相談体制が構築されていくべきものと考えてまいりました。

1点目の人材については、相談、支援に当たる職員の専門性の向上を図るため、発達支援に関する研修を関連部局の職員の参加を得て、今年度から実施しており、その充実を目指して、さらなる検討を重ねているところであり、保健福祉部、こども部、教育委員会など、関連組織間での相談体制における人的交流や情報の共有についても、実施に向けて詳細な手法を詰めているところで

あります。

2点目の組織については、学齢期の子どもとその家庭のさまざまな相談に対して、より利用の円滑化と相談の充実を期して、相談窓口の総合教育センターへの一元化を図り、組織的な変革を行うものであります。

3点目の施設については、発達障害の子どもとその家庭への支援を初め、発達、成長に関する不安や課題について総合的相談に応じる新たな拠点施設として、ひまわり発達相談センターの設置条例を今定例会に提案させていただいております。

以上のような取り組みを進めておりますが、今後も、個々の子どもの発達、成長に合わせた連続性のある専門的知見に裏づけられた相談体制と状況に応じた組織間の連携・協力による支援という縦軸と横軸の接点による的確な相談支援の構築を目指してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎教育長(植松榮人君) それでは、小川議員の一般質問の2番になります特別支援教育について、平成21年第4回定例会で採択された「特別支援教育の充実に関する請願」に掲げた3項目について、それぞれに係るこの2年間の取り組みと達成状況を伺う。

1番が1学校1特別支援学級、2番が専門教員の配置、3番が専門性を有する指導主事や特別支援教育コーディネーターの確保という御質問にお答えさせていただきます。

初めに、1点目の1学校1特別支援学級の設置の要望について、障害を持つ子どもたちのニーズにこたえるためには、基本的にすべての学校に特別支援学級を設置することが望ましいことであると考えております。現在、第二中学校では、知的障害特別支援学級に在籍している生徒のうち、およそ半数の生徒が第四中学校区に在住しております。遠方から通う生徒の負担を軽減することや、保護者が安心して学校に通わせることはとても大切であると考えております。

そこで、第四中学校知的障害特別支援学級の平成24年度開設に向けて、施設・設備の改修に係る経費を本定例会に補正予算として上程させていただいているところでございます。

今後も、特別支援学級に入級する児童・生徒数の推移や必要としているニーズの把握など、さまざまな観点から特別支援学級の開設を検討し、県に対しても専門性のある教員の確保などを積極的に働きかけてまいります。

次に、2点目の専門教員の配置につきましてお答えをいたします。

障害のある子ども一人一人に応じた指導・支援の充実を図るためには、特別支援学校教諭免許の保有する専門教員を配置することが必要であると考えております。現在、特別支援学校教諭免許を取得していない教員に対しましては、免許取得の講習を受けるよう呼びかけております。また、現在の市の状況を県に説明し、特別支援学校教諭免許を保有する教員配置について、今後も強く要望してまいります。

次に、3点目の専門性を有する指導主事や特別支援教育コーディネーターの確保につきましてお答えいたします。

指導主事の配置につきましては、特別支援学校教諭免許を保有する2名の職員配置を行いました。また、校内の特別支援教育を充実させるためには、特別支援教育コーディネーターとして調整力や指導力を向上させるとともに、特別支援教育推進の意識を高めることが不可欠であると考えております。

そこで、年4回行っている特別支援教育コーディネーター対象の研修会は、具体的な実践や事例を通して、学校で活用できる内容に工夫改善をいたしました。

今後も、特別支援教育に対する専門性や特別支援教育を推進していくリーダーとしての資質が備えられるように、さらなる研修の工夫改善に努めてまいりたいと考えております。

以上、1回目の答弁といたします。

◆24番(小川利枝子君) はい。市長、そして教育長、御答弁ありがとうございました。

再質問に移る前に、率直な感想を述べさせていただきたいと思います。

先ほどの市長の御答弁からわかりますように、相談体制の構築に当たりまして配慮すべき点、これは、まず第1に、人、人材でございます。人があってこそ、組織や、そしてこの施設、これが充実していく、このことがよくわかりました。組織や施設ができたといたしましても、機能的かつ効率的に運営していくためには何よりも人が必要でありますことから、そのような視点で考えますと、やはり2点ともまだ過渡期かなという感が否めません。

そして、本市では、あと3カ月の間でございますけれども、課題であるとのこの認識、こういうものをしっかりと持ちながら臨んでいただきたい、このように思いました。この人があって、組織や施設がある、この市長の御答弁どおり、この順番を間違えることなく、これからも成果を求めて貪欲に取り組んでいただきたい、まずはこのようにお願いをさせていただきたいと思っております。

それでは、再質問に移ります。

初めに、発達相談センターの開設に向けた進捗状況についてお尋ねいたします。

この発達相談センターは、本定例会に、ひまわり発達相談センターとして設置及び管理に関する条例が提案されていることから、最終段階に至ったものと察します。確かに、開設までにはまだ3カ月あります。人材配置など、これからのことと思われそうですが、運営に係る主な事項は、有識者で構成される発達支援システム検討協議会の協議結果を踏まえながら、相当煮詰まっていることと思っております。

そこで、この相談体制を中心とした進捗状況について、御答弁をお願いいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) 発達相談センターの開設に向けました進捗状況ということでお答え申し上げます。

センターが果たします役割、機能につきましては、有識者で構成されます発達支援システム検討協議会で協議を重ねていただき、その結果、中間報告という形で提言をいただいております。現在この中間報告を尊重した運営体制を整えるため、関係部署の協議を重ね、課題の整理に取り組んでいるところでございます。

センターの相談利用者の範囲でございますが、この中間報告に示されましたとおり、原則、中学生までといたします。原則といたしますのは、ソーシャルワークの分野からも、お子さんの義務教育期以降につきましても、継続的に状況を把握し、保護者を支援していくことの重要性や、お子さんが、学校教育を離れ、社会生活が始まる時点では、必要に応じてさまざまな福祉サービスや支援機関につなげていくことがセンターの役割であることを考慮したものでございます。したがって、利用者につきましては18歳未満の範囲まで柔軟に対応することといたします。

また、総合教育センターの相談機能との関係でございますが、相談利用者の対象年齢が重なる就学期の相談につきましては、内容を的確に把握し、それぞれの施設の特性、専門性と照らし合

わせながら、必要に応じて両センターが連携しながら対応してまいります。具体的には、発達相談センターは、言語、心理、医療、福祉分野の専門性があり、福祉サービスの利用なども含め、生活全般における相談に対応してまいります。

一方、総合教育センターでは、不登校や学習面の課題など、学校生活における相談や学校との円滑な調整機能が特性でございますので、御相談の内容によって、両センターがそれぞれの専門性を発揮しながら、互いの機能を補うなど、画一的に相談利用者を限定しないで、利用者のなじみやすい相談機関を御利用いただき、よりよい支援につなげることが重要であると考えております。

発達相談センターのこのたび議案第56号で御提案いたしました設置及び管理に関する条例でございますが、施設の指導の対象者、施設利用の方法、詳細な運営などにつきましては、今後、施行規則や施設の運営規程をセンター開設までの間に定めてまいります。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ただいま詳細な運営につきましては、今後、規則や規程を定める、このようなことでは別な機会に改めて確認させていただきたいと思っておりますが、運営に係る重要なことではございますので、3点についてだけ再度確認させていただければと思っております。

まず、1点目は対象年齢でございます。この対象につきましては、大変、保護者等におきましては一番大事なところでございます。先ほどの御答弁で18歳未満の範囲まで柔軟に対応する、このように御答弁がございました。この対象年齢につきましては、発達支援システム検討協議会におきましても議論を呼んだと伺っております。先ほどの御答弁を聞く限り、高校生も相談できるんだなということでは理解をいたしました。保護者や御家族にとりまして、相談窓口が広がっていくということは、これはもう非常に喜ばしいことではございます。しかし、実際に対応できるのかという、この点につくと、これは、また疑問が私は残ります。柔軟とあいまいということは異なると思っております。

そこで、この点について具体的にどのようなお考えをお持ちなのか、この点についてお答え願います。

◎保健福祉部長(山下みち子君) 御質問の相談の対象年齢ということではございますけれども、先ほど御答弁いたしましたとおり、成長、発達に課題があるお子さんにつきましては、就学した後であっても、継続的にその状況を把握し、保護者からの御相談を受けていくことは、総合教育センターの機能と連携を図っていく上でも必要であると考えております。また、お子さんが学校教育を離れ、社会生活が始まる時点では、必要に応じてさまざまな福祉サービスや支援機関につなげていく、いわゆるソーシャルワークの分野が大変重要でございます。これは障害福祉課が中心となり担うものでございますが、発達相談センターにおいても御相談をお受けすることで、その後の支援につなげる役割を果たそうとするものでございます。

以上のように、お子さんの義務教育期間、その後の高等学校の時期は成長と環境変化の著しい時期でございますし、新規以降に新たな課題が発生することも数多くございます。したがって、保護者からの御相談につきましては、発達支援に関する専門機関として、幅広く柔軟に対応することとしたものでございます。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。2点目は開所日でございます。

私は、一つの疑問として、なぜこの土日を休日としたのか、この点について思っております。このセンターは、365日利用のできる、そういう施設を有する複合型でありますことから、土日を休み

にすることによる経費削減効果と申しましょうか、そういうものはないと思います。むしろ子育て支援の視点から考えますと、これからは父親の育児への参加の促進、大事でございます。あるいは、利用する子どもたちのこの在籍期間での学業の機会の確保、つまり平日に休むこともなく通わせてあげられる、こういうことも大変重要なことと考えます。例えば土曜日を開所いたしまして、平日を休みとする、こういうことも検討すべきであったのではないかと、このように思っております。

先進福祉現場の拠点として、全国にこの情報発信をする、このように市長の御構想、こういうものでございます。こういうことから考えましても、何かこういう特徴があってもよかったのではないかと考えます。この点について協議の段階において検討をされたかどうか、こういうことも含めながら御答弁をお願いいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。発達相談センターの土曜、日曜の開所についてお答え申し上げます。

センターが、通常行います相談、指導につきましては、現在のところ、土曜日、日曜日を開所することは考えておりません。センターの利用者の範囲でございますけれども、相談、指導と2つの分野に分けられますけれども、センターにおける指導の対象者につきましては、現状のひまわり学園同様、就学前児童と考えております。現在のひまわり学園におきましても、通常は、保育所を利用しながら定期的に指導を受けるケースがございますが、施設での指導は計画的に実施され、その回数は最大でも週1回程度でございますことから、休日等の開所によって対応する必要性は高くないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、条例案の規定は、必要がある場合には臨時に休所日を変更できるものとしておりますので、運営の開始後、利用者の状況を把握しながら必要性を検討してまいります。

一方で、発達相談センターは、お子さん本人ばかりでなく、保護者、家族の支援も重要な機能と位置づけております。具体的には、同じ不安や悩みを抱える保護者同士が集まり、互いが話し合い、情報を交換するなど、つながりをつくることによって、家族そのものが孤立しない取り組み、いわゆるピアカウンセリングの実施がございます。また、一般的にお子さんへのかかわりが薄くなりがちである父親に指導の様子を一緒にごらんいただく機会をつくり、それによって御家族間のつながりが一層強まることなども一つの効果であろうと考えております。

このような保護者支援の場面では、休日にセンターを開所することで、多くの参加が得られるものと考えておりますので、利用者の状況を把握した上で、休日等に実施することを考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございます。最後、3点目でございますけれども、現在、こども部で実施しております発達支援コーディネート事業、この整理についてでございます。

発達支援コーディネート事業は臨床心理士さんによる巡回指導でございます。当該センターが実施しようとしております巡回相談と大変重なる部分が多く認められますことから、このことに関しましても強く要望をさせていただいておりましたけれども、現在この点について整理をされているとお察しいたします。そのような中で、どのように整理をされたのか、その辺についてお尋ねいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。現在、こども部で実施しております発達支援コーディネート事業は、臨床心理士が幼稚園、保育所等を訪問し、子どもが在籍する施設の職員に対しまし

て、就学前児童の個別支援計画の作成を補助するなど、専門的助言や指導を行うことで、子どもの支援の質の向上を図るものでございます。

この事業の目的でございますが、発達相談センターが予定している巡回相談と重なるものでございますので、来年度以降は発達相談センターの巡回相談として引き継ぎ、実施してまいります。

発達相談センターが実施する巡回相談は、個別支援計画の作成をした児童やセンターの利用者であるお子さんの日常生活状況を把握いたしまして指導に生かすとともに、保護者や施設職員に対する助言、指導などの支援をするものでございます。

現在の発達支援コーディネート事業を引き継ぐに当たりましては、特に施設職員への助言、指導の一貫性や継続性も重要でございますので、十分に配慮しながら発達相談センターの巡回相談に役立ててまいります。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ただいま保健福祉部長から御答弁いただきました巡回指導につきましては、関係部署間での整理が整いまして、センターへの一本化になったと、このように理解いたしました。現在、このコーディネート事業、臨床心理士さんが幼稚園、保育所等に足しげく足を運んでくださっておりますが、現場でのこの先生方が大変安心できている、このように伺っております。また、子どもたちも、先生が安心してかかわれることによって、子どもたちも落ちついてまいります。こういう繰り返しの中で、子どもへの成長、これがち取りれるものと大変期待をしているところでございます。発達障害は何よりも安心を与えること、このように私も認識しております。当局の今日までのこの御努力に対しまして、敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。ありがとうございました。

1点目の対象年齢と2点目の開所日についてでございますが、就学後も、この就学期後も、引き続き高校生になってからもこの支援をしていきたい、このような温かいこの思い、また寄り添うという本当に積極的な思い、この気持ちは大変伝わってまいります。しかし、正直なところ、まだまだあいまいな感が否めません。保護者や御家族の期待というものは大変具体的なものでございます。そういう意味で、できることはできる、またできないことはできない、私は、これは一貫して言ってきたことでございますけれども、そのように言い切ることは決して不親切ではない。このように思っております。

先ほどの保健福祉部長の御答弁は、今後の方針として18歳未満までしっかりと支援をしていく、このように明言をされたわけでございますので、ぜひ揺るぐことなくこの実施を、実行できるようお願いさせていただきたい、このように思っております。よろしく願いいたします。

次に、教育相談の一元化について再質問させていただきます。

このたびの一元化は青少年相談をも総合教育センターに集約するわけでございますが、先ほど市民の声を紹介させていただきましたとおり、人的だけではなく、施設の面など、物理的にも正直不安がぬぐい切れない、これが正直な思いでございます。特に、先ほども述べさせていただきましたけれども、なぜこの一元化する必要があるのかといった、この非常に基本的なところが周知されていないように思います。

そこで、これらの点を踏まえて、一元化の内容と進捗状況について御答弁お願いいたします。

◎学校教育部長(押田俊介君) それでは、総合教育センターの相談の窓口の一元化の内容とその進捗状況についてお答えを申し上げます。

総合教育センターでは、発達に課題がある相談や、特別支援、就学相談について、相談者にとって、より具体的な解決が図れるよう、今年度から指導課の特別支援教育担当の指導主事が総合教育センターで教育相談担当とともに相談業務を行ってまいりました。このことにより、同一のフロア内で相談についての連携が円滑に行え、相談者からも、子どもに合った対応策を一緒に考えてもらえる、対応策を実際に家で試したところ、子どもが変わり、自信がついてきたなどの複数の声をいただいております。

来所の相談件数の増加と特別支援との連携状況を検証し、本定例会に上程をいたしましたとおり、次年度から、生涯学習部青少年センターの相談窓口、これは家庭教育相談とテレホン相談ですが、それも一元化を図ってまいりたいというふうに考えております。これにより教育委員会内の相談窓口が一元化され、総合教育センターの中に、発達、しつけ、不登校、学業、進路、また青少年の悩みなど、あらゆる相談を受ける体制が整えられ、相談者一人一人のニーズに的確に対応することができるようになって考えております。

この一元化に当たりまして、相談内容によるいわゆるすみ分けにも十分配慮するとともに、24年度に開設されますひまわり発達相談センターやこども部とも一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

また、青少年テレホン相談については、継続中の相談者への対応として、相談電話の番号の継続、相談員の継続等の配慮をし、相談者が安心できる体制を図ってまいります。

また、反社会的な行動についての相談には、千葉県警察生活安全部、それから京葉地区少年センター等、関係する諸機関との連携を図り、非行防止に努めてまいります。

現在、来所相談につきましては、昨年度比1.7倍と増加してきており、相談室の確保が厳しい状況でございます。そこで4月からの一元化にあわせて相談室を3室増設すべく、今定例会に補正予算として提案をさせていただいております。この増設につきましては、1室を青少年テレホン相談専用室とし、これまで以上に落ちついた雰囲気の中で相談ができるよう配慮してまいりたいと考えております。あわせて、相談用の電話についても増設を図り、相談環境の強化も図ってまいります。相談員の専門性向上に向けては、所内ケース会議を通じて、相談の質の向上を図ってまいりました。さらに、市の総合教育センター主催の教育相談研修のほか、子どもを守る地域ネットワーク研修会等、市や県主催の教育相談関係研修、特別支援関係研修に参加することで専門性を高めるとともに、さまざまなケースに対応できる相談スキルの向上を図ってまいりました。

一元化した後も、これまで以上に、各種研修への積極的な参加を通して、相談員の一層の専門性向上を図るよう配慮してまいります。

また、職員配置につきましては、カウンセラーや心理士、特別支援教員免許等の有資格者、相談者の悩みを聞くことにより相談者の心の安定を図るいのちの電話のビフレンダーに当たる聞くことに精通した相談員等、専門性や経験を有した適切な配置が必要と考えております。

今後も相談者に安心を与えられる相談員の配置について努力してまいりたいと考えております。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ただいまの御答弁をお伺いいたしまして、ハード面は整いつつある、このような確認はできました。正直なところ、ソフト面につきましては、まだまだこれからなのかなといった状況であると思われれます。

先ほども、この市長の答弁の中にも、まずこの相談体制の構築に当たって配慮すべき点、まずこの第1に、人、人材である、そこがまず重要、そしてその人の次に組織や施設、このような順番で考えていかななくてはいけない。このことをしっかりと認識していただきまして、まずこれまでの実績、またそれからそれに対する反省ですね、検証等、こういうものを糧としながら、特に御答弁の後半に触れられておりましたけれども、人の充実、こういうところに力をしっかりと入れていただきながら取り組んでいただきたい、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、ヘルスステーションの新たな体制とその準備状況について再質問いたします。

ヘルスステーションは、介護保険制度の実施など、国等の動向にあわせて地域密着型の相談窓口として機能してまいりました。また、その実績は多くの市民が知るところでございます。また、その地位も確固たるものがあると思われれます。人さえ、この人材ですね、この人が、人さえそろっていれば時世に応じて組織を変更することは、大きな問題ではございません。しかしながら、このたびの健康支援課に集約する変更は、医療専門職にとりましてどのような意味を持つものなのでしょうか。その点を踏まえながら、御答弁、お願いいたします。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。ヘルスステーションの新たな体制の準備状況についてお答えを申し上げます。

ヘルスステーションでは、高齢化社会が急速に進展する中におきまして、地域における高齢者を取り巻くさまざまな問題の増大や介護認定申請者の増加に伴い、保健師、歯科衛生士、栄養士などの医療専門職の専門性を十分に生かした地域保健活動の充実を図ることが非常に困難な状況になってまいりました。

そこで、本年4月に、5つのヘルスに持たせていました介護認定申請の窓口機能を介護保険課に一元化し、より効率的で市民にとってわかりやすい介護保険行政の体制を構築するとともに、ヘルスステーションにおいて医療専門職がより機動的に活動しやすい環境の整備を図ってまいりました。さらに、次の段階といたしまして、平成24年4月の機構改革において、各ヘルスステーションに分散している高齢者福祉施策推進のための人材や機能を高齢者支援担当課に一元化する予定でございます。あわせて、ヘルスステーションの行政組織上の位置づけを変更して、地域保健活動を健康支援課の直轄事業としていくことで、時代に即応した、より効果的な地域保健活動が推進できる体制を構築してまいります。

具体的には、各ヘルスステーションに配置されている医療専門職を本庁の健康支援課職員として集約し、健康支援課から地域保健活動の拠点であるヘルスステーションを足がかりに地域に向いて、市民ニーズにこたえてまいります。このような体制をとることにより、乳幼児から高齢者までの一貫した健康の保持・増進を目的とした地域保健活動が、より効果的に展開でき、かつ地域で生じている健康にかかわる課題を健康支援課で、集約、共有しながら解決していくことが可能になると考えております。

また、複雑多岐にわたる地域の健康課題を地域保健活動に携わる医療専門職が共通課題として認識し、日常的な情報交換やケースの検討、関係機関との連携を通して対処していく経験は、若手の医療専門職の育成のためにも極めて重要でございます。現在、このような地域保健活動の体制を整えるために必要な執務スペースや係の事務分掌について、関係部局とともに詰めの検討を進めているところでございますが、少子高齢化の急激な進捗に伴い、介護が必要な状態にな

らないための健康づくりを進めるためにも、また児童虐待に見られるような母子を取り巻く諸問題に対応するためにも、医療専門職が最大限にその専門性を発揮できる地域保健体制の構築に向け、全力を注いでまいります。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。詳細な御答弁ありがとうございました。ただいまの御答弁で、目的の一つに医療専門職の育成や、また機能性を高めること、こういうことがわかりました。また、健康支援課に集約し、どのようにこの統制を今後とっていくのか、こういった管理職のあり方も今後問われてくることになると思われま。

まずは、先ほども部長のほうから御答弁がございましたとおり、医療専門職が最大限にその専門性を発揮できる地域保健体制、これが非常に重要であり、長いことこれを市民は望んでいたわけでございますし、私もずっとこの部分を見守ってきたわけでございます。こういう地域保健体制をしっかりとっていく、このようなための集約なんだという御答弁がございましたので、この具現化に邁進していただきたい、このように思っております。大変、市民の皆様も期待をいたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

次に、視点を変えまして、子育て支援に係る相談体制について、平成21年第4回定例会で採択されました発達障害への理解及び支援の推進に関する請願に照らし合わせて、再質問をさせていただきます。

本請願は、次の3項目を要望し、採択されました。1、ケースワーカーの資質向上、2、福祉施設への専門職員の配置、3、円滑な施策展開ができる体制の確保、以上のこの3点でございますが、それぞれのキーワードでございますけれども、1につきましては、専門知識の習得、2につきましては、1施設1有識職員の配置、3については、管理職の力量、このように言えると思います。これらは相談体制の充実と密接に関係しております。関係しておりますので、この3項目の具現化は市民サービスの充実の一端を必ずや担うものと考えております。例えば、東日本大震災直後に、ライフラインの停止だとか、それから計画停電の実施が予想される中で、障害福祉課のケースワーカーさんが医療機器を利用している障害者宅に電話するなどの気配り、こういうことがあったと伺っております。このことは、もう本当に質の高いケースワークであったと大変評価をしております。今後、あらゆる場面で、こうした弱者支援、こういうことは不可欠でございます。このようなきめ細やかな対応ができるためには、やはり専門職、この専門の知識が不可欠でございます。

そこで、この請願から既にこの2年、2年が経過した今日ではございますけれども、どこまでこの達成ができてきているのか、また今後さらなる充実に向けてどのように取り組んでいくのか、こういう部分に関しまして項目ごとに3点お伺いをさせていただきます。

◎保健福祉部長(山下みち子君) はい。ケースワーカーの専門職としての資質向上、人材の育成ということについてお答え申し上げます。

ケースワーカーは、福祉現場の最前線にありまして、障害者福祉におきましては、身体障害、知的障害、精神障害、そして子どもから高齢者まで、十人十色のかかわりが求められる職種でございます。これまでのケースワーク業務は、対象者が多い身体障害に係る業務が中心になりがちでございましたが、近年増加している精神障害や発達障害に係る知識につきましては、まだまだ不足しているものと認識しております。

このような課題への対応といたしまして、障害児施設等で支援に当たっておりました職員など、3

名を障害福祉課に配属し、発達障害を中心とした児童専任のケースワーカーの置く体制をつくり、これらの職員やひまわり学園職員による職場内研修を実施するなど、発達障害に関する知識、技術を職員全体に広げることに努めているところでございます。また、最近におきましては、人事当局を初め、庁内全体の理解を得ながら、社会福祉士資格の有する者などを中心に、専門職の積極的な採用につきましても力を入れているところでございます。

ケースワーカーとしての重要な資質は、何よりも支援を必要とする人に寄り添う姿勢であり、その上に、知識、技術を積み重ねることによって、市民の信頼が得られるものでございますので、今後とも引き続き研さんを重ねてまいります。以上でございます。

◎総務部長(志村豊君) それでは、私のほうからは、この請願に掲げられました3項目のうちの2点について御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

1点目といたしましては、福祉施設への専門職員の配置、もう一点が、円滑な施策展開ができる体制の確保ということで御答弁をさせていただきたいと思っております。

最初に、2項目めの福祉施設への専門職の配置についてでございます。行政運営を行っていく上では、人は大変大切な要素であると認識をさせていただいております。特に専門性が必要とされる発達障害のあるお子さんや、その保護者を行政として支援していくためには、専門性を備えた職員を配置することが必要であると、このように認識しております。そのためには、まず発達障害に関する専門知識を備えた職員を育成することが重要であります。その取り組みは、現在、各関係部署において行われております。例えば保健福祉部におきましては、今ほど保健福祉部長から答弁がありましたように、発達支援に関する研修を実施しているところでございます。また、子ども部におきましては、各保育所、幼稚園に定期的に臨床心理士を出向かせて、保護者の方の支援と職員の育成を行うとともに、特別支援アドバイザーを講師としてお招きして、職員の研修を継続して実施しており、その職員の資質向上に取り組んでいるところでございます。このような取り組みの中で、育成された職員を福祉施設にそれぞれ配置していきたいと、このように考えております。

次に、3項目めでございます。円滑な施策展開ができる体制の確保についてでございますが、平成24年4月の機構改革では、保健福祉部につきましては発達相談センターの新設が予定をされております。このセンターは、発達障害児も含む成長過程での課題を抱える子ども全般の相談機関として、社会福祉士、保健師、看護師、言語聴覚士、心理判定士、理学療法士、作業療法士などの専門職を配置する予定であります。そして、このセンター所長につきましては、関係機関ということで、学校、保育所、幼稚園等、各施設との交渉あるいは調整等への対応が大変重要なものになると、このように認識をしております。

また、健康支援課では、ヘルスステーションの地域保健業務が一元化をされ、主に保健師、歯科衛生士、栄養士の医療専門職で構成されている職員数約40名を超える大変大きな組織になることが予定されております。機構改革を実施するに当たりましては、行政組織の構築とあわせまして、その組織を動かす職員、特に管理職が大変重要になると、このように考えております。このことから、その配置につきましては、組織の必要性に十分配慮させていただきまして、福祉、医療等に見識のある職員を充ててまいりたいと、このように考えております。以上です。

◆24番(小川利枝子君) はい。ありがとうございました。ただいまの部長の御答弁を伺いまして、大変前向きで積極的な御答弁をいただけたものと受けとめさせていただきました。

昨日も市長が、議員からの御答弁の中で、「行政は人なり」、このように明言をされておりましたが、やはり人、人材でございます。人のことであるだけに、容易に達成できるとは私も思っておりませんし、またそのような現状であるとの部長の御答弁であったかなと思います。しかし、医療専門職を初めとする専門性の重視したこの取り組みにつきましても、ぜひ滞ることなくこれからも進めていただきたい、このように思っております。よろしくお願いいたします。

そして、前回の定例会で市長が、7つの政策理念と実行施策の推進に当たって、その実施体制である組織につきましても答弁をしたうちの一つ、専門職の専門性を最大限発揮できる組織体制、この実現のためには、総務部長の御答弁の最後にごさいましたけれども、管理職の、この管理職が重要だと、全くそのとおりであると思っておりますけれども、この管理職が重要との認識が不可欠である。このように私は考えております。発達相談センター、総合教育センター、そして健康支援課、明年は、さまざまなこの医療専門職が活躍できる、こういう活躍をしていかなければならない、このような改革が進んでまいりますけれども、市民からは、いずれもこういうところは専門性のある組織だと、そういう施設だと思われております。また、そうでなくてはならない、このように思います。

したがって、専門知識を有した、または専門職を理解できる、それ相応の管理職が望まれることから、その点を踏まえまして、対応することを要望しておきます。よろしくお願いいたします。

最後に、「特別支援教育の充実に関する請願」に係る御答弁について、まず意見を述べさせていただきます。

1点目の第四中学校への知的障害特別支援学級の創設につきましても、この点につきましても、ここまでに至る教育委員会の御努力に大変感謝申し上げます。学級をふやすということは容易でない、こういうことも、私も認識をいたしております。また、どこにふやすか、これもまた困難なことでもございまして、悩ましい選択があると思っております。その中で、第四中学校への創設、この点につきましても、多くの方が納得するものでありますし、待ち望んでいたものと言えます。ただし、先ほど来申し上げますように、施設、組織ができれば、やはり一番はこの人でございます。その辺のところを最後まで、またしっかりとお願いできたらと思っております。この点につきましても大変感謝しております。ありがとうございました。

しかしながら、褒め言葉もここまでにさせていただきます。2点目の専門教員の配置、また3点目の専門性を有する指導主事等につきましても、残念ながら汗をかいて努力された跡が、正直な気持ちを申し上げさせていただきますと、とても認めることができません。特に特別支援教育、このコーディネーターにつきましても、前教育長が、他市に先駆け、他市に決して劣ることがなく、充実した配置をこの議会の場で約束いたしました。そういう中で、いまだその片りんもかいま見ることができません。先生方が研修を積み重ねながら頑張ってください、このことは否定もいたしませんし、また理解もいたしております。大変とういことであり、これからも積み重ねていただきたいと切に思っております。

しかし、この研修ということについて、もっと考えていかなければいけないのではないかと私はずっと思っております。研修は、何のために、今、教育委員会として、この特別支援教育の、またコーディネーターさん育成、さまざまな部分で、発達障害に対する知識を身につけるため、研修を行っ

ていただいております。大変労力も時間も費やしなが、本当にやってくださっている。本当に感謝しております。しかし、研修は何のために行っていくのか、また行っているのか、その辺について私はとても疑問を感じてならないんです。もちろん、この知識を身につけること、これは当然のことですし、大事なことでございます。しかしながら、今この特別支援教育の研修で大切なことは、わかることよりも、この研さんに励むことですね、積み重ねることで、先生方お一人お一人御自身が、まず変わることはないか、私はこのように思えてならないんです。

特殊教育から特別支援教育へと変換したのはなぜなのか。なぜ保護者と学校間にさまざまなギャップが生じているのか。また、なぜそのギャップを解消していくことが困難なのか。それらすべての答えは、やはり御自身が変わること、この変わることによって得られるもの、このように私は思っております。従来のこの特殊教育のような知的また身体、このような教育と教育方法が違う、この発達障害というのはまた別枠なんだということをしっかりと理解し、認識していかないと、せっかく体制を整えても、それこそ研修を重ねていただいても、先生方御自身が、その辺の意識が変わっていかなくては何にも変わらない、こう思っております。発達とこのシステム、この検討協議会の有識者の先生方からも、学校教育、ここが発達障害児にとって一番大事なんだと、ここが一番の課題なんだ、本当に大切なんだと、この9年間の支援、教育いかにによって子どもたちが変わるんだということで、大変苦慮しながら苦言や、また御指摘をさまざまな場面で繰り返さされておりました。私も、大体、傍聴しておりましたので、その辺のところはしっかりと聞かせていただいております。

ですから、今後はこの研修の成果として、まず御自身が変わること、ここを問うべきではないかと私は申し上げたいんです。これは、私も本当にこの9年間苦勞してまいりました。もうつらかったです。なぜわからないのだろうか。もう先生方とぶつかり合って、もうけんかのような形で多々ありました。この9年余り、私がかかわり続けてきた中で、この痛感したこと、これが、先生たち御自身、また教育委員会の皆様が意識を変えて変わる、そのところがまず重要である。ここを私は指摘させていただきたいと思っております。保護者は、決してマイナスをプラスにしてくれなどということは申しておりません。マイナスをゼロにさせていただきたいという当たり前のことでこの訴えている、この辺のところはやはり変わらなければ、理解ができない、このことも痛感いたしております。

何度も何度もこの議会の場で私は述べさせていただいておりますけれども、子どもには時間がないんです。まして、この障害のある子どもが教育の機会を逸することは、何よりも避けなければなりません。積み重ね、積み重ね、その中で発達障害のある子どもたちは、伸びていく、自立をできる、このような形で指摘もされておりますので、お母さんたちも必死でございます。現場の先生たちも必死であること、それも十分認識いたしております。すべての学校にはそのためのコーディネーターが配置をされているはずでございます。そのコーディネーターが特別支援教育にたけていないなどは、論外ではないかと私は言いたいのですけれども、その点、いかがお考えでしょうか。

宮本市長は、今回の平成24年度予算編成の基本方針におきまして、共感、信頼、希望、この社会を目指した市政運営に取り組んでいくのだと、このように断言をいたしました。こんなに温かく、また力強く、市民にとって、この不安な時代、こういう時代にあってどれだけ励ましの言葉になったかと、私も、ますます頑張っていきたい、このような思いに決意をさせていただいたところでございます。この共感、信頼、希望、これをキーワードにしなが、信頼できる人をまず養成して配置して、

支援を求めている人との出会いの場がすべて学校にある、これが特別支援教育の本来の姿ではないでしょうか。

ただいま耳の痛いことを私も、今、震えるような思いで、断腸の思いで語る述べさせていただいております。この辺のところは、どうかお察しをいただきまして、理解をしていただけたらと思っております。

そこで、最後に1つだけ確認をさせていただきます。個々に応じた支援を求める保護者や、御家族を含めまして、多くの市民は、特別支援教育に担当する教員、この教員は特別支援学校教諭の免許を保有しているものと思っております。また、保有はしていなくても、特別支援教育を学ぼうとする、こういう高い意欲がある者がついてくださっている、このように信じているはずでございます。

そこで、特別支援学校教諭の免許を取得していない教員に対しまして、教育委員会はどのような働きかけをして、またその現場の反応ですね、そういう反応や実績はいかがなものであったのか、この点について確認をさせていただきます。

◎学校教育部長(押田俊介君) 現在、習志野市内の特別支援学級の担任は47名ほどおります。そのうち、今ほど議員のほうから、特別支援教育の免許状を持っていないのはどのくらいかというお尋ねでございますが、21名、約44%は保有をしていない状況でございます。そういう中で、我々としても、特別支援学校の教諭の免許状取得に向けて、さまざまな会議の中で、それを働きかけております。

ことは、単位の取得を終えた者が2名と、現在、単位を取得中の者が6名と、合わせて8名の者が、現在、特別支援学校の教諭の免許状の資格取得に向けているという状況でございます。ですが、これで十分ということは私どもも決して思っておりません。今後も、特別支援教育に携わる者については、特別支援教育の免許状を取得するように働きかけてまいりたいというふうに思います。またあわせまして、千葉県教育委員会のほうに、特別支援教育の免許状を持った教員の配置はぜひお願いしたいということで、今後も連携を図ってまいりたいというふうに思います。以上でございます。

◆24番(小川利枝子君) はい。力強い御答弁であったと思っております。ありがとうございました。

本市のこの厳しい財政状況下にあつて人の確保もままならない。これは、厳しい経営状況について私も十分認識はいたしております。だからこそ、今、求められていることは、今いる人を育てていく、そしてこの生かしていくこと、ここに重点を置いて、力を傾注していかなくてはならないと思います。今、御答弁の中で、保有していない先生方が21名、その中で8名の先生が動き出してくださったと。これは大変貴重な本当に動きでございます。ここからまた、8名から10名、また20名へと、このような形で、しっかりとまた働きかけをしていただきたい、このように思っております。

また、私は、この研修会、免許取得、こだわっているわけではないんです。免許があればいい先生、なければ悪い先生、そういうことではございません。ただ、免許を取得をしている、最低限やはり勉強して積み上げてきている、そういう先生のこの知識だとか、また地位というものは確固たるものがございます。そういう部分の中で、研修会、またその免許取得など、こういうものはその絶好のチャンスである、そしてまた絶好のチャンス場にしていかなければならない、このようにも思っております。すべては、人を育てる、このような視点に立って、教育委員会として、まずはこのどうしたいのか、それからその上で何ができるのか、もっと緊張感を持って真剣に話し合い、知恵

を結集して、この臨む必要がある、私はこのように思っております。

このことは、教育委員会に限らず、行政におきましても同様であると思っております。人を育てる、こういう視点を持っていく。今こういう時代でございますので、これが組織の発展の基本である、こういうことを心にとどめて、そして取り組んでいただきたい、このように強く指摘をさせていただきます。

いずれにいたしましても、教育委員会のリーダーシップ、これがなくては学校も動き出せない、このように感じております。教育委員会のリーダーシップのもと、保護者や御家族、そして何よりもこの支援を要する子どもたちに寄り添う、そしてこの課題解決に向けて頑張っていたいただきたい、このように切に望みます。

子育て日本一、このスローガンは宮本市政になった今でも不変の目標である、このようにとらえております。常にそのことは念頭に置いていただくことを要望させていただきます。

なぜ前市長が子育て日本一を、この少子高齢化の中で、高齢者問題、青年の問題、いろいろな問題がある中で、子育て日本一、これを掲げたのか。最初の冒頭でも言わせていただきましたが、母と子が幸福である、このように実感できる社会であるならば、それは、すべての老若男女を問わず、すべての人々の幸福に必ずつながっていく、そしてそれが習志野の未来に、将来につながっていくんだと、こういう思いであると私は受けとめさせていただきながら、今まで邁進してまいりました。また、この思いでしっかり取り組ませていただきたいと思っておりますので、宮本市長、そして植松教育長、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。私の一般質問を終わります。